

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の 特例貸付に関するアンケート調査

< 結果報告 >

令和2（2020）年6月1日

特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会

調査概要



- 【目的】** 新型コロナウイルス感染症に関する在日外国人への支援活動の一環として「緊急小口資金等の特例貸付」（以下、「特例貸付」。）について、申請対象者等の取扱状況を把握し、生活に困窮されている方々への適切な情報提供及び相談対応につなげること。
- 【対象】** 都道府県及び指定都市社会福祉協議会（計67団体）
- 【方法】** Eメールでアンケート用紙を送付し、回収・集計。
一部、電話での聞き取りによる回答を含む。
- 【期間】** 令和2（2020）年4月17日（金）～5月29日（金）
- 【設問】**
- 問1 「特例貸付」の申請対象者に在住外国人を含むか。
 - 問2 問1で「含まない」とした場合、その理由は何か。
 - 問3 問1で「含む」とした場合、在留資格に制限はあるか。
 - 問4 対象者に対し、申請の要件や考慮している点は何か。
 - 問5 本調査に対する質問・意見等

結果概要



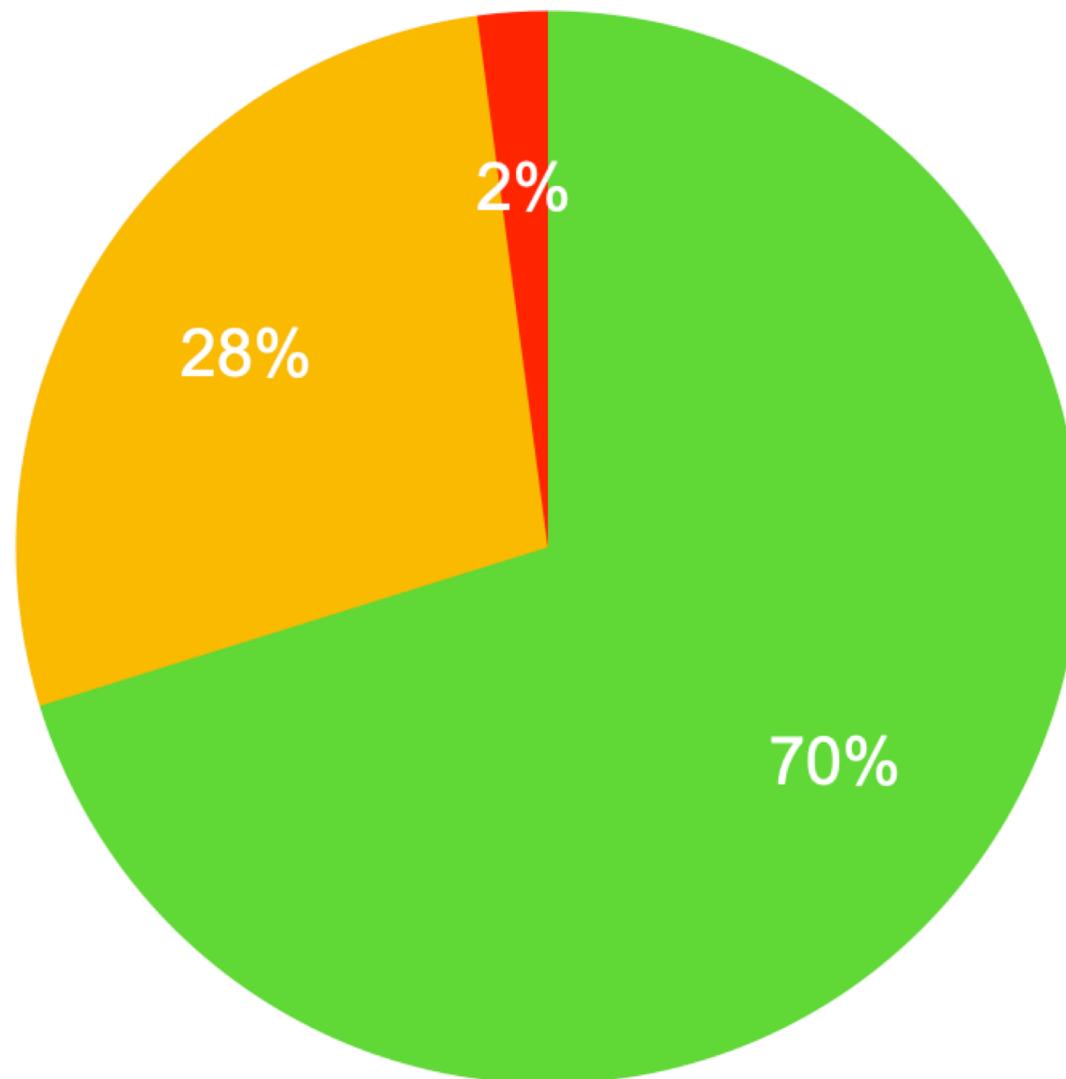
- 47都道府県社協のうち、34団体から回答を得た（1件回答拒否）。
- 20指定都市社協のうち、14団体から回答を得た。
- 回答のあったすべての指定都市社協において、対象者の範囲は各都道府県社協に準じている。
- 回答のあったすべての都道府県社協において、外国籍者も対象に含んでいる。
- 外国籍者も対象に含むとした33団体のうち、30団体が「すべての在留資格」を対象としている。一方、群馬県、三重県、香川県の3県は一部の在留資格のみを対象としている。
- 対象となる在留資格においても、残りの在留期間や更新の予定、日本語力など個別の要件を課している団体がある。

結果 1



「特定貸付」の申請対象に、日本在住の外国籍者を含んでいますか。

●含んでいない	0
●含んでいる	33
●未定・検討中	0
●未回答	13
●回答拒否	1



* 未回答

宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県
富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県
大阪府、徳島県、沖縄県

* 回答拒否

青森県

結果 2-1

「特定貸付」の申請対象のうち、在留資格に制限がありますか。

- すべての在留資格が対象 29
- 一部の在留資格に限る 3
- 未定・検討中 1

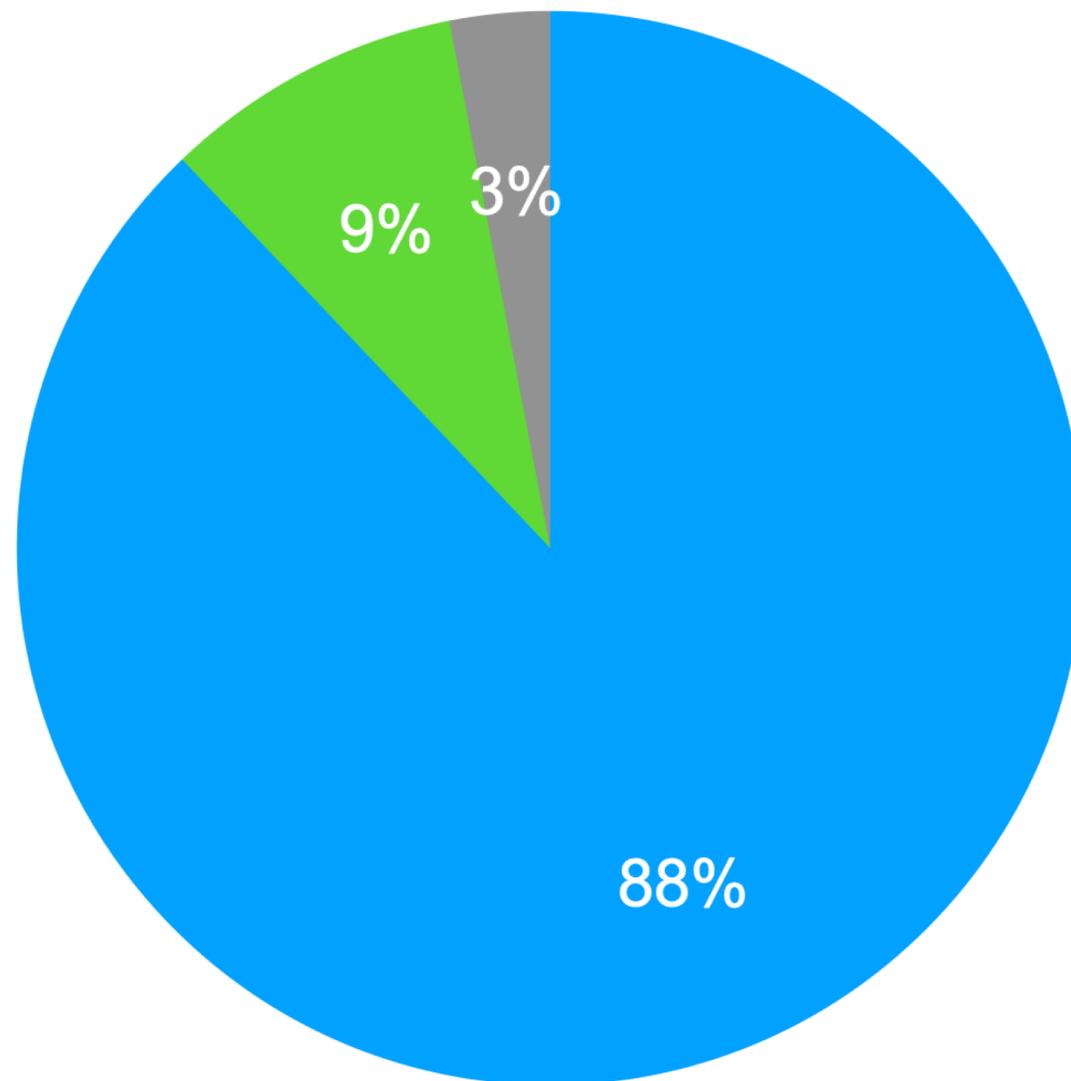
* 一部の在留資格に限る

群馬県、三重県、香川県

- ・ 特別永住者
 - ・ 永住者
 - ・ 定住者
 - ・ 日本人の配偶者等
 - ・ 永住者の配偶者等
- の 5 資格のみ

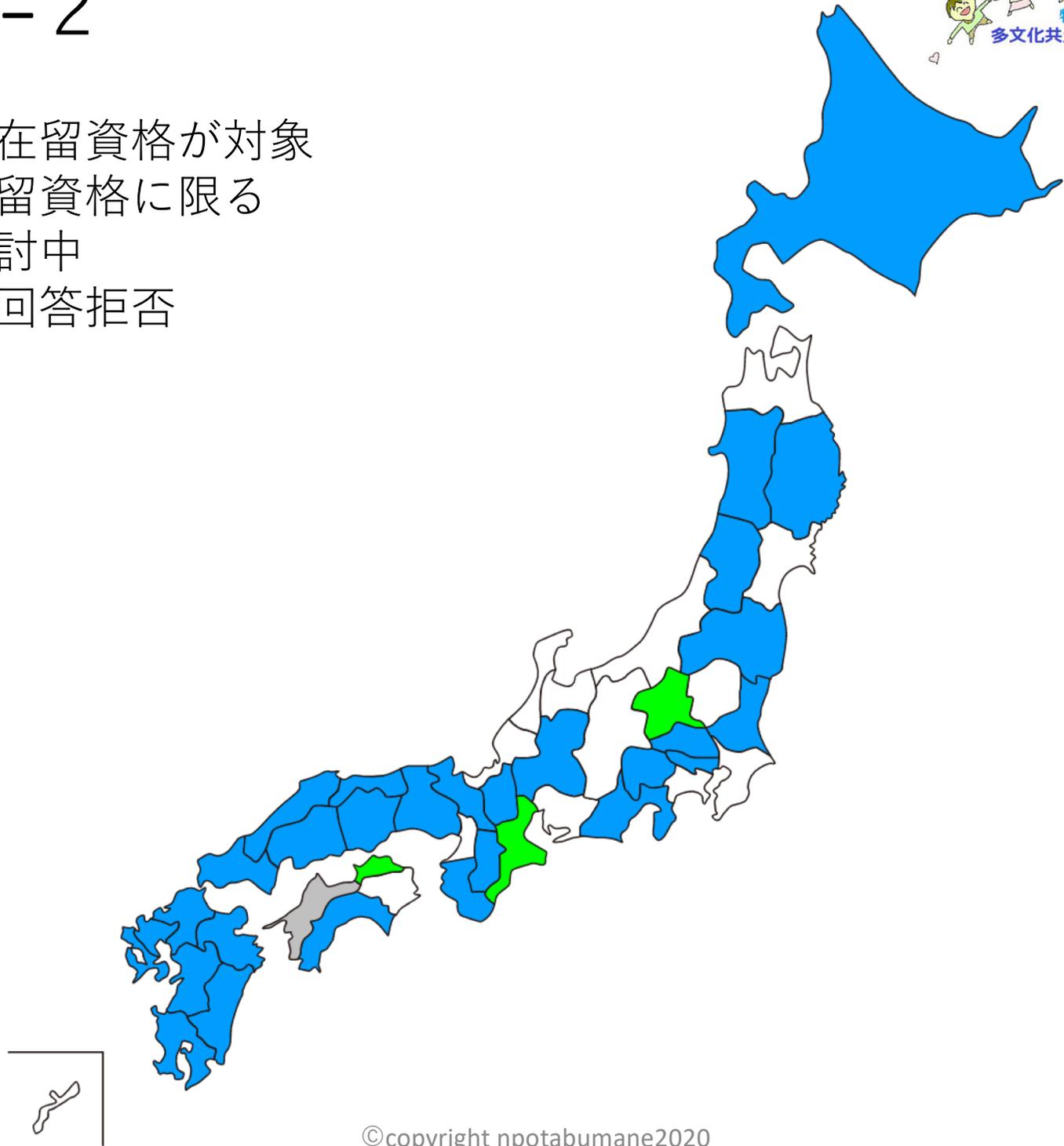
* 未定

愛媛県



結果 2-2

- すべての在留資格が対象
- 一部の在留資格に限る
- 未定・検討中
- 未回答・回答拒否



結果 2-3

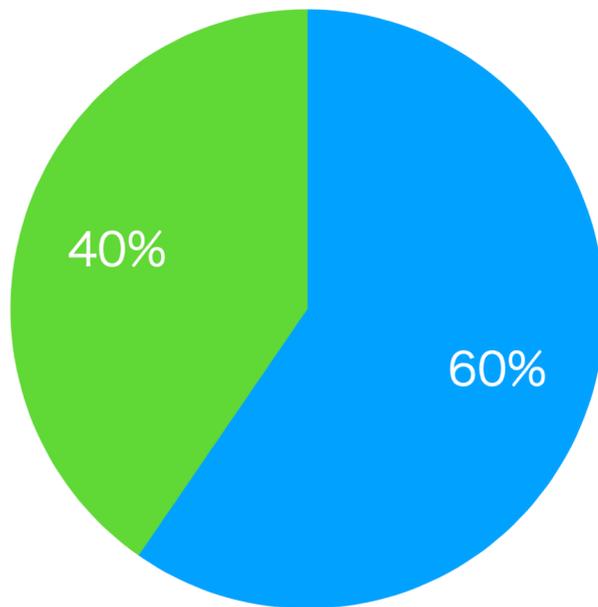


在留外国人に占める「特例貸付」の対象者割合

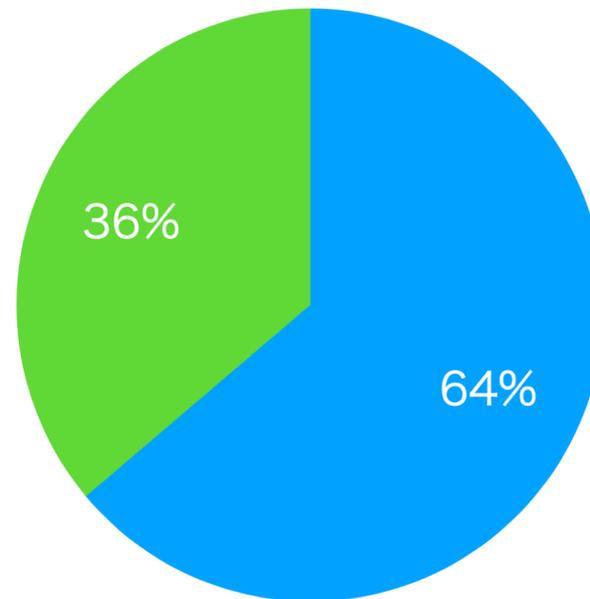
- 対象 (5つの在留資格)
- 対象外 (その他の在留資格)

(参考) 法務省在留外国人統計2019年6月末

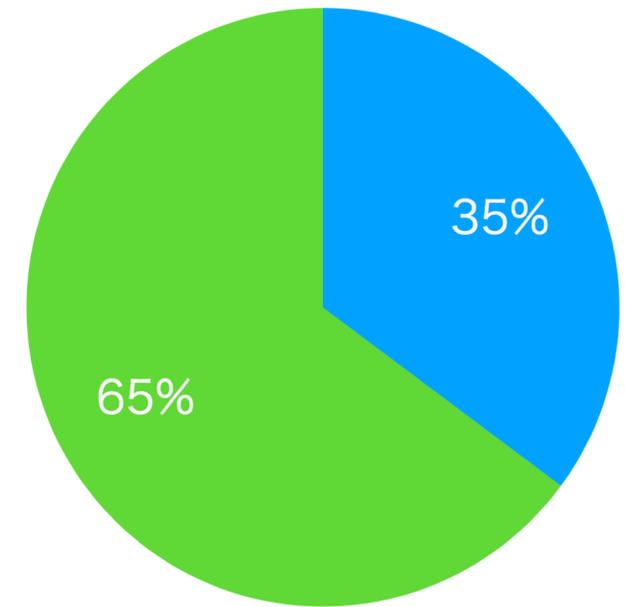
群馬県



三重県



香川県



「特定貸付」の申請における要件や考慮している点 (自由記述及び電話聞き取り)

【北海道】 在留期間が1年以上であること。

【岩手県】 制度及び厚労省からの通知の記載に基づき対応している。日本国籍の方と同様、個別の状況に応じた判断が必要な場合も想定されるが、残りの在留期間は判断材料の一つになると考えられる。

【秋田県】 在留期間が1年以上であること。

【山形県】 申請の際、住民票と在留カードの写しを提出いただいている。また、償還期限が在留期間内であることも条件のひとつとしている。

【栃木県】 在留期間が1年未満は対象外。

【東京都】 在留期間が1年以内の場合、在留期間延長の予定を確認。

【静岡県】 在留期間が1年以内の場合、在留期間延長の意思（予定）を確認。

「特定貸付」の申請における要件や考慮している点 (自由記述及び電話聞き取り)

- 【三重県】** 在留期限が1年以内に到来する場合、事情を聞き取ったうえで貸付の可否を判断します。期限を超えて滞在する予定が無かった方などは、その期限内に返済を約束するなどの誓約を求めるなどの対応が考えられます（現時点では事例がありません）。
- 【滋賀県】** 本段階で送金不承認ケースは、同一世帯で複数申請案件のみ。在留期間については線引きせず、必要性で判断している。
- 【京都府】** 償還期間が終わるまで、日本に在住しない方は対象外。在留カード等を持っていない方は、対象外。
- 【奈良県】** 返済完了まで日本に在住しているが条件。
- 【和歌山県】** 在留資格満了日が最終償還日よりも早い場合、借入申請時に更新の意思を確認する。

「特定貸付」の申請における要件や考慮している点 (自由記述及び電話聞き取り)

- 【鳥取県】 外国籍であることのみで対象から外すことはないが、以下の点については確認が必要と考える。償還時に日本に在住していること。貸付窓口で対応する職員は外国語での対応が難しいため、日本語でのやりとりが可能で、契約内容について理解し、手続きできる方（申請者本人が難しければ通訳を伴っていただく等）。
- 【島根県】 在留期間1年以上（予定含む）。
- 【岡山県】 返済完了まで日本に在住していることが条件。
- 【広島県】 現在6ヶ月以上居住している。将来的に日本に在住する意思がある場合。
- 【愛媛県】 何も決まっていないので答えられません。
- 【福岡県】 在留期間が2～3年の確認はとるように言われているが、丁寧に話を聞きとり、必要に応じた対応をとる予定にしている。
- 【佐賀県】 期日までに返済が可能な計画が立てられるかが基準。必ず3年は日本にいてることを証明できる人という条件はなく、在留期間内に返済計画が立てられるのであれば今後の在留期間の条件ではない。

「特定貸付」の申請における要件や考慮している点 (自由記述及び電話聞き取り)

- 【長崎県】 住民票、在留カード、減収の証明が必要。
- 【熊本県】 在留カード・償還期限が在留期間内。又は償還期限まで在留期間の延長をする予定のある方。
- 【大分県】 住民票が必要。
- 【宮崎県】 3年以上の在留期間。
- 【鹿児島県】 住民登録・在留カード。
- 【札幌市】 外国人に関しては貸付可能であるが貸付金であるため、原則、据え置き1年、償還期間2年の計3年滞在される方が対象となっております。3年以下の滞在期間の方は滞在中に完済できるか否かが申請書受理のポイントになるようです。
- 【浜松市】 静岡県社会福祉協議会の取り扱いに準ずる。
- 【福岡市】 本市に居住し住民登録をしているかどうか、新型コロナウイルスの影響で減収等があったかどうかを要件として確認しているのみであり、在留資格については確認していません。

(参考)



当団体では、ホームページとブログ（note.mu）を通じて、政府や自治体、民間の外国人支援団体等による多言語での新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめて発信しています。ぜひご参考ください。



新型コロナウイルス多言語情報参考まとめ

【発行】 特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会
〒458-0041 大阪市淀川区西宮原1-8-33日宝新大阪第2ビル802
TEL：070-1807-8899 E-mail：npotabumane@gmail.com